

令和８年度第１回姫路市立学校園における医療的ケアシステム推進会議 要点まとめ

(日時) 6月18日(木) 14:30～ (場所) 総合教育センター	(出席者) 委員 13人 事務局 6人
次第 1 開会あいさつ 2 令和８年度 市立学校園における医療的ケアの概要報告【ヒヤリハットを含む】 (1) 令和８年度 医療的ケアシステムガイドライン改訂について (2) 地域の学校園 (3) 書写養護学校 3 令和８年度 市立学校園医療的ケアシステムに係る検討事項について (1) 「医療的ケア情報提供シート」と「医療的ケア実施申請書（主治医指示書）」の有効年数について (2) 緊急時における教職員の役割と、平常時の医療的ケアと緊急時の対応について (3) その他 4 事務連絡 5 閉会あいさつ	
要点 1 開会あいさつ 2 令和８年度 市立学校園における医療的ケアの概要報告【ヒヤリハットを含む】 (1) 令和８年度 医療的ケアシステムガイドライン改訂について 兵庫県のガイドラインが改訂され、保護者の付き添い期間の短縮、登下校の負担軽減、緊急時対応マニュアルの定期的な見直しなどが盛り込まれた。 姫路市のガイドラインも緊急・災害時体制の明記、関係者の役割の見直し、全教職員による対応、手続きの整備を中心に改訂を行った。 (2) 地域の学校園 (ア) 校外学習（市外・宿泊）への対応 今年度から市外への校外学習や修学旅行など宿泊を伴う行事にも看護師の派遣が可能になり、体制が拡充された。対象は、医療的ケアシステムガイドラインに基づき看護師対応している子どもたちのうち、保護者が希望し、学校園長が必要性を認めた者である。主治医や指導医の意見書の作成、事前の手技確認等の打ち合わせを経て実施される。 (イ) ミキサー食の運用方針 課題となっている給食室内で調理しない個包装の食材の提供について、健康教	

育課を中心に、こし器を使って丁寧に裏ごししたりするなど、提供できる方法について検討している。

(ウ) ヒヤリハット及びアクシデント事例

看護師によるインスリンポンプの誤操作が 1 件報告された。直ちに保護者と状況を共有し、即時適切な対応を行うとともに、再発防止等の検討・共有を行った。

(3) 書写養護学校

(ア) 医療的ケアの現状

書写養護学校で実施できる医療的ケアは、実施要領に記載されている内容から大きく変更していない。医療的ケアの対象児童生徒は、29人となっている。今年度新任の教員も基礎研修が終了し、全ての教員が医療的ケアに携わる事ができる。

(イ) ヒヤリハット・アクシデント報告

加湿器の転倒やエクステンションチューブの緩み、クレンメの忘れ、ケアファイルの忘れ物などのヒヤリハットが4件報告された。主な発生要因としては、急な予定変更などのイレギュラーな対応、新たな担当が手技に慣れていない状態、移動時の準備物の確認不足などが挙げられている。

アクシデント全9件のうち、過半数を超える6件が「注入時」に集中している。その背景には、担当者の焦りや確認不足が多く見られた。

どんな些細な事例であっても情報共有を行い、発生原因と対策をしっかりと考えた上で、クラスや学部・学校全体で共通理解し、再発防止に努める。

(ウ) 今年度の取組

今年度の主な取組は、「保護者の負担軽減」と「医療的ケアの進捗状況の共有」「医療的ケア・緊急対応研修会」としている。

1つ目の「保護者の負担軽減」に向けて、前年度の第1ケア担当が引き続き第1ケア担当となった場合や、医療的ケアの手技の変更がない場合は、速やかにケアに取り組める体制を整えた。また、人工呼吸器を使用する児童生徒の保護者付き添い終了にあたっては、「個別の緊急時対応訓練」の実施が必須であったが、担任や看護師による確認など「訓練に準ずる対応」が実施できれば、保護者の付き添いを終了できるようにした。これにより、保護者の付き添い期間の短縮につながった。

2つ目は、これまでも利用していた「医療的ケア担当チェック一覧表」を用い、各部の医療的ケア係と学部代表、看護師で医療的ケアの進捗状況の共有を行った。これにより、ケア担当教員の意識も高まり、スムーズなチェックの実施につながっている。さらに、必要に応じて看護師から指導を受けることもできた。

3つ目は、教職員の入れ替わりや若手教員の増加に伴い、研修の重要性が高まっている。校内でてんかん発作による救急搬送事例が出ている実情を踏まえ、8月の全体研修会では指導医を招き、てんかんの基礎知識や発作時の対応についての研修を実施し、資質向上を図っていく。

3 令和8年度 市立学校園医療的ケアシステムに係る検討事項について

(1) 「医療的ケア情報提供シート」と「医療的ケア実施申請書（主治医指示書）」の有効年数について

これまで最大3年間としていた「医療的ケア情報提供シート」と「医療的ケア実施申請書（主治医指示書）」の有効期限を、最新の病状や教育環境の変化に対応するため、「1年（年度ごとの更新）」に変更することとする。

医師や保護者の負担を考慮し、食物アレルギーの管理指導表と同様に、内容に変更がない場合は日付の更新のみで確認できるような柔軟な対応も行っていく。

(2) 緊急時における教職員の役割と、平常時の医療的ケアと緊急時の対応について

地域の学校園において、教職員は平常時の医行為や医療的ケアを行わないが、命に関わる緊急時は「目の前の子どもの安全を最優先」で対応し、看護師の指示のもとで補助（物品の開封、物品の移動など）を行うことを確認した。

また、緊急時に教職員や看護師がスムーズに行動できるよう、それぞれの役割に応じた対応について事前に訓練しておく必要性も共有した。

(3) その他

医療的ケア児への臨時の投与（風邪薬など）について、医療関係者を交えた臨時の医療的ケアシステム推進会議を設け、安全な手続きの手順を検討する。

4 事務連絡

5 閉会あいさつ

次回開催日

令和9年1月28日（木）